

浜松市告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年5月26日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年5月26日から2週間、浜松市中央土木整備事務所（東行政センター）において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

浜松市長 中野祐介

道路の種類	路線名	区間	別	幅員	延長
市道	下石田19号線	浜松市中央区下石田町1171番4から 浜松市中央区下石田町1179番6まで	前	最小 3.80m ～ 最大 3.80m	84.80m
			後	最小 3.90m ～ 最大 4.00m	
市道	下石田20号線	浜松市中央区下石田町1169番3	前	最小 3.67m ～ 最大 3.67m	2.12m
			後	最小 3.67m ～ 最大 5.80m	